

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 相続人を増加させる方法

Q: 法定相続人の数が少ないので、将来の相続税が心配です。

A: 相続税の総額は、累進税率により計算されますので、法定相続人の数が多いほど有利となります。(ただし、法定相続人が配偶者のみの場合は全額が非課税となります。)

法定相続人を増やすには養子を増やせばよいのですが、税務上気を付けなければならないことがあります。

相続税の基礎控除額は、「5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数」で計算されます。

また、生命保険金や退職金については、それぞれ「500万円 × 法定相続人の数」相当額が非課税枠となっています。

しかし、この法定相続人の数には制限があるのです。

被相続人に実子がある場合には1人、実子がいない場合には2人しか養子の数を含めることはできません。

この範囲の人数でも、『相続税の負担を不当に減少させる結果となる』と認められる場合には、この養子の数を法定相続人に算入することができません。

つまり、養子縁組に相当な理由が必要なのですが、別居している孫だけを養子にすることは租税回避行為として否認されるでしょう。昔から慣習やしきたりからの人選による養子なら妥当性があると思われますが、少なくとも、養親と同居して面倒をみている等の範囲内の人から選ぶことが必要でしょう。

